

様式第2号（第6条関係）

貸出条件

- 1 貸出期間中は、盗難及び雨等による被害を避けるため、貸出しに係る竹破碎機等の機器（以下「竹破碎機等」という。）を適正に管理すること。
- 2 未経験の者が竹破碎機等を使用する場合は、事前に市が主催する研修を受講すること。
- 3 竹破碎機等の取扱説明書に記載されている使用上の注意事項を遵守するとともに、作業に当たっては、ゴーグル、手袋及び保護服等を着用した上、安全な使用に努めること。
- 4 竹破碎機等に不具合がある場合は、直ちに使用を中止すること。
- 5 竹破碎機等を第三者へ譲渡し、又は転貸しないこと。
- 6 市内の公園、緑地等の環境の維持及び向上を図る目的以外の目的では、竹破碎機等を使用しないこと。
- 7 竹破碎機等は、返却する前に清掃し、返却の際その状態について市から確認を受けること。
- 8 竹破碎機等を運搬する場合は、ロープ等で固定するなど、転倒、事故等が起こらないようにすること。
- 9 竹破碎機等の作動音や振動、粉碎物等による周辺住環境への影響に十分配慮し、周辺住民からの苦情がないよう努めること。
- 10 竹破碎機等を返却の期限までに返却すること。
- 11 竹破碎機等の全部又は一部について、破損し、又は紛失したときは、直ちに市に届け出ること。（通常の損耗による替刃の破損を除く。）
- 12 竹破碎機等の使用を終了したときは、実績報告書を市に提出すること。
- 13 前各項に掲げるもののほか、自らの責任において、善良な管理者の注意をもって適正に竹破碎機等を管理すること。
- 14 伐採及び剪定した竹は、自己の責任において処理すること。
- 15 前各項に規定する事項を遵守しなかったときは、貸出しの決定を市が取り消すことがあること。
- 16 故障等の理由により竹破碎機等の貸出しができない場合は、市が貸出しの決定を取り消し、又は貸出期間を変更することがあること。
- 17 第12項で提出された実績報告書の内容について、市がホームページ等に掲載する場合があること。
- 18 故意又は過失により竹破碎機等を破損し、又は紛失した場合は、その損害を市に賠償すること。
- 19 借り受けた竹破碎機等により生じた事故及び第三者に与えた損害については、借り受けた側が一切の責任を負うこと。
- 20 竹破碎機等の貸出しの取消し、貸出期間の変更、故障その他竹破碎機等を使用できなかったことに起因する損害については、市は一切の責任を負わないこと。
- 21 竹粉碎機の借受け、返却及び使用に要する燃料等の費用は、借り受けた側の負担とすること。